

MATSUDA

参考資料 1

人と自然にやさしい、まちづくりをめざして

松田駅・新松田駅周辺地区 地区更新計画

1991年7月11日建設大臣承認

まちづくりの考え方

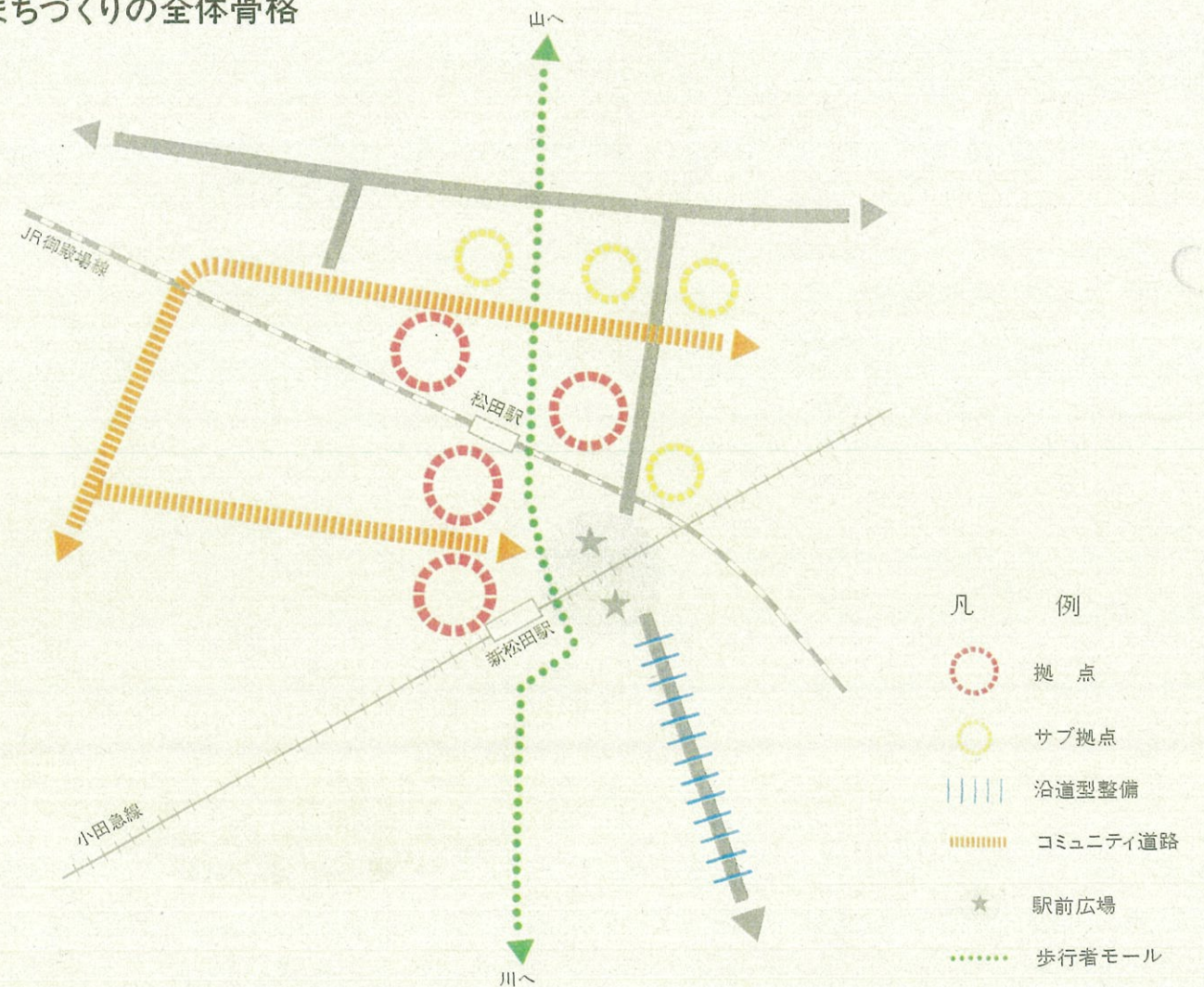
松田町では、豊かな都市環境の整備を進めるために、松田駅・新松田駅周辺地区26haの整備基本計画を地区更新計画に定めました。

各事業は、地元の関係者の皆さんの意向を反映しつつ、計画が具体化したところから、地元と町が役割分担して進めてゆきます。

地区整備の基本方針

1. 交通のターミナルとしての整備を図り、利便性の高いまちをめざします。
2. 無秩序な市街化を防ぎ、自然をいかした個性ある町並景観の形成を図ります。
3. 安全で快適な居住環境の整備を進め、裏家・細街路の蘇精、ポケットパーク、街路灯、植栽の設置などを図ります。
4. 買い物、観光、レジャー、スポーツ、文化、教養、情報など米街者が楽しめる機能の充実を図り、地域拠点として、魅力あるまちづくりをめざします。

まちづくりの全体骨格



安全で快適な都市空間・美しい表情のまち

■まちづくりの計画

●B1ブロック＝JR松田駅前地区市街地再開発事業
当該計画区域のリーディングプロジェクトとして高層住宅、業務・商業施設、駐車場、公益施設を配置し、町道6号並びに地区更新計画区域内の歩行者動線整備の一環として歩行者専用南北自由通路の整備を行います。JR松田駅も橋上化されます。

●Eブロック＝沿道型整備
道路整備と連動させながら、優良再開発建築物整備促進事業や共同化、協調建て替えをすすめ、快適なショッピングモールづくりや良好な景観形成、住環境向上を図ります。

●D1,2ブロック＝市街地再開発事業
松田の交通整備の要となる駅前広場整備を中心とし、小田急新松田駅を含め歩行者動線形成を図ります。商業、業務、住宅、駐車場等を整備し、松田町の中心核、駅前拠点の顔をつくります。

●地区計画
B1, B2ブロックに地区計画をかけ、環境型市街地形成についてのモデル地区とします。その他の地区においても、必要に応じ地区計画をかけ、良好な住環境形成を促進します。

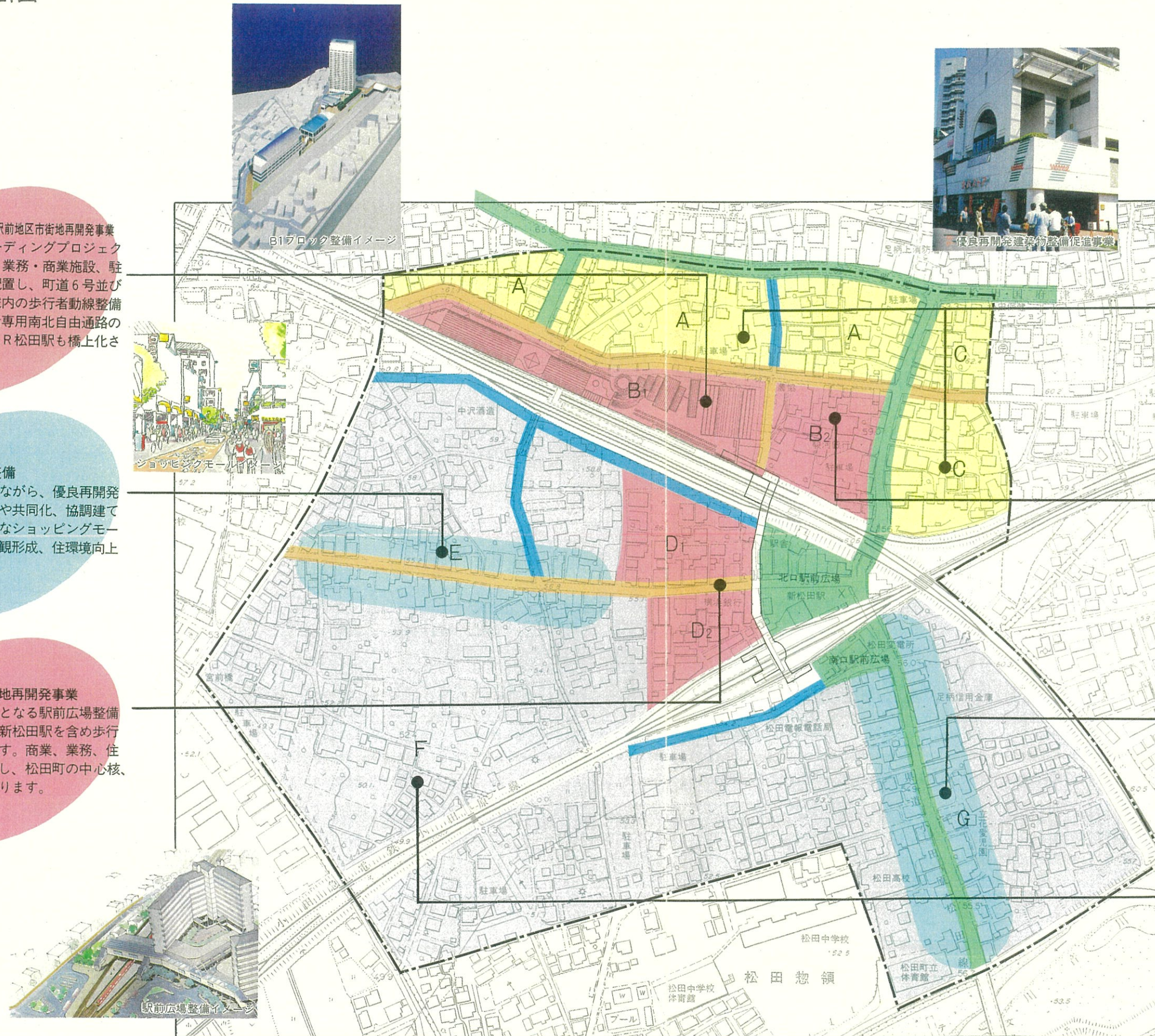
●駐車場整備促進
駐車場整備に関する補助制度を活用し、全域で駐車場整備を促進します。

●A, Cブロック＝優良再開発建築物整備促進事業
優良再開発建築物整備促進事業による面的な地区の更新を進めていきます。壁面線の後退、公開空地の確保等により良好な景観形成や歩行者通路確保を行い、駐車場も含め快適な街づくりを進めます。

●B2ブロック＝市街地再開発事業
松田商業活性化と交通環境整備の軸となる事業。大型店舗、専門店街、高層住宅、業務、公益施設、駐車場などを含む松田の中心核づくりの一翼を担います。

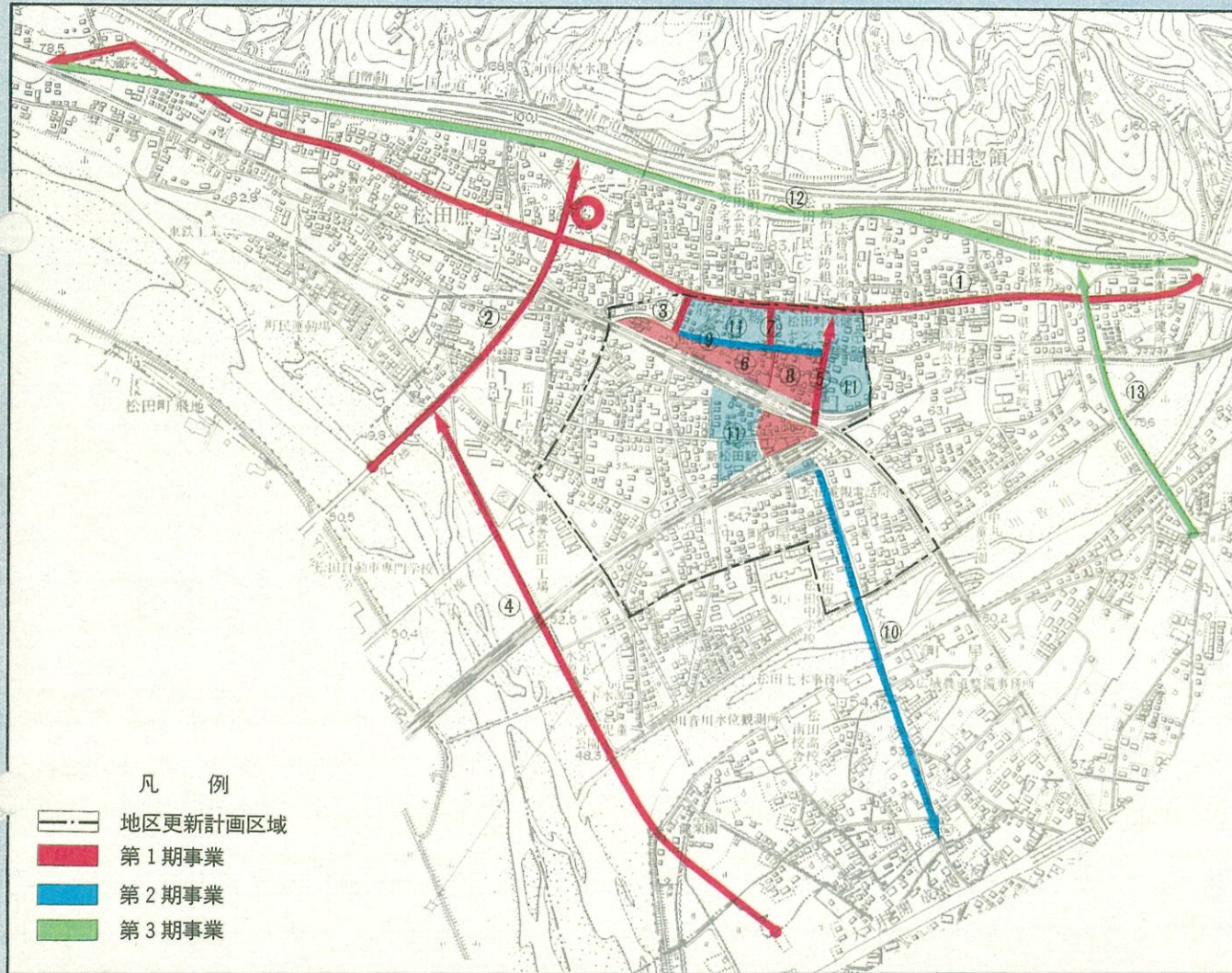
●Gブロック＝沿道型整備
南口駅前広場整備、道路整備と連動させながら、優良再開発建築物整備促進事業や共同化、協調建て替えを進め、良好な景観形成、住環境整備を図ります。

●Fブロック＝住環境整備
優良再開発建築物整備促進事業や共同化、協調建て替えを引金とし、住環境整備と駐車場整備をすすめ、街区内細街路整備、改善や中高層耐火建築の促進により、良好な街並形成を図ります。



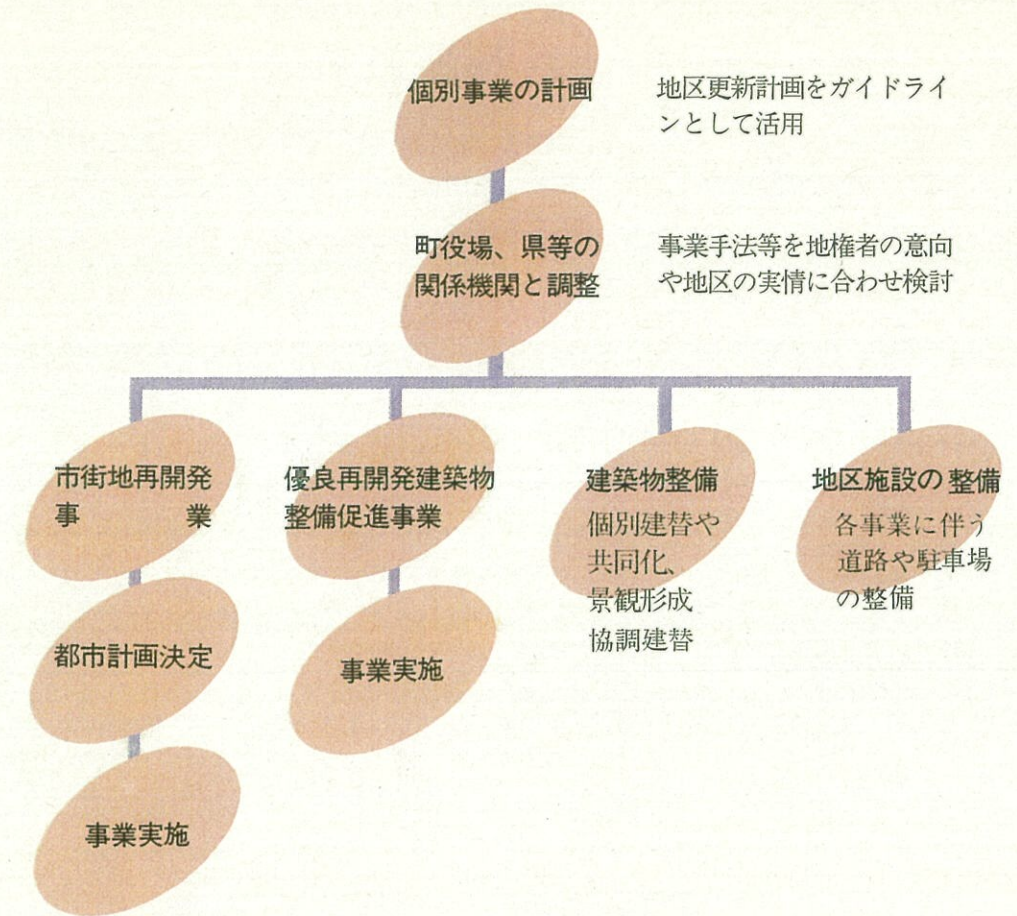
凡 例
 地区更新計画区域
 都市計画道路拡幅事業
 地区内主要道路整備

まちづくりのスケジュール



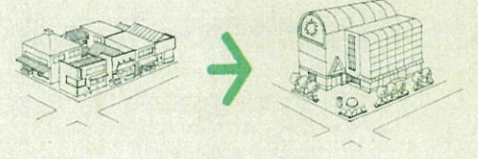
第1期事業 (平成3～平成10年)	第2期事業 (平成11～平成15年)
① 庶子箒場線都市計画決定	⑨ 町道6号線都市計画決定 (W=12m)
② 松田開成駒形線都市計画決定	⑩ 新松田駅南口線都市計画決定 (駅前広場計画)
③ JR松田駅前線都市計画決定	⑪ A・C・D1・D2ブロック再開発事業
④ 酒匂川堤通り線都市計画決定	
⑤ 新松田駅前通り線都市計画決定 (起点に駅前広場計画)	
⑥ JR松田駅前地区市街地再開発事業	
⑦ 新設町道整備事業	
⑧ B2ブロック再開発事業	
	第3期事業 (平成16年以降)
	⑫ 国道246号線都市計画決定
	⑬ 国道255号線都市計画決定

地区整備の実現にむけて



●市街地再開発事業
建物の老朽化、商業・住環境の悪化、道路や広場がないといった地域の改善のための、都市再開発法に基づく事業。地主や借地人は、個々に住宅や店舗の建替をするのではなく、5人以上集まって敷地を統合し、建物を不燃共同化することにより土地の高度利用を図りつつ住宅・店舗の改造と広場・歩道などの整備をし、自主的な街づくりを行う。国や公共団体は事業の促進を図るため補助を行う。

●優良再開発建築物整備促進事業
この制度は、都市再開発法の法手続きを必要としない任意の事業。
2人以上の地権者等が、敷地を共同利用し、オープンスペースをとった共同の建築物（優良再開発建築物）を建設、整備する場合に、国や地方公共団体が必要な補助を行う制度。



“まちづくり”に関する相談窓口

相談内容	お問い合わせ先
再開発事業に関すること	松田町役場 再開発事務所 ☎258 松田町松田惣領1301-12 ☎0465-82-7977
都市計画道路や都市計画区域内の土地利用に関すること	松田町役場 都市計画課 ☎258 松田町松田惣領2037 ☎0465-83-1221(代)
中小店舗や商店街の店づくり・街づくりのための助成及び融資制度等に関すること	松田町役場 経済課 ☎258 松田町松田惣領2037 ☎0465-83-1221(代) 足柄上商工会 ☎258 松田町松田惣領2083-2 ☎0465-83-3211(代)
建物の建築確認等に関すること	足柄上地区行政センター 建築部 ☎258 開成町吉田島2489-2(足柄上合同庁舎内) ☎0465-83-5111(代)